

吹田市民営化保育所移管先選定委員会（第1回） 議事要旨

- 1 開催日時
平成27年11月30日（月） 午後7時～午後9時15分
- 2 開催場所
吹田市役所 高層棟4階 特別応接室
- 3 出席委員
7名
- 4 議題
 - (1) 委員長、副委員長の選出
 - (2) 諮問
 - (3) 会議の公開・非公開等について
 - (4) 吹田市民営化保育所移管先募集要領（案）について
 - (5) 移管先選定に係る選考項目（案）について
 - (6) 今後のスケジュール（案）について
- 5 議事（要旨）

1 開会

事務局： ただいまから、吹田市民営化保育所移管先選定委員会（第1回）を開会いたします。

本日の出席委員は7名でございます。委員の半数以上の御出席を得ておりますので、本日の委員会が成立している旨、御報告いたします。

2 委員長、副委員長の選出

事務局： **資料3**の吹田市民営化保育所移管先選定委員会規則（以下、「委員会規則」）第4条の規定により、委員会には委員長を置くこととし、委員長は、委員の互選により定めることとしております。

各委員： ○○委員にお願いしてはどうでしょうか。

事務局： 各委員の皆様よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

事務局： 以後の委員会の進行につきましては、委員会規則第 5 条第 1 項に基づき、委員長が会議の議長となります。

委員長： 副委員長に〇〇委員を指名したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： 御異議がないようですので、副委員長は〇〇委員にお願いいたします。

3 諮問

委員長： それでは、次第 3「諮問」にまいります。事務局お願いいたします。

事務局： 【諮問書の読み上げ】

委員長： ただいま諮問書を受け取りました。
諮問書の写しを委員の皆様へ配付してください。

4 会議の公開・非公開等について

委員長： 本会議を公開とするのか、非公開とするのか。公開の場合は会議の傍聴を認めることとなりますが、この点について、確認したいと思います。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 【会議の公開・非公開について説明】

委員長： 事務局からの説明がありましたが、審議会等は情報公開の趣旨から、基本的には公開が望ましいと思いますが、民営化移管先の選定手続きを進めていく上で、公平性の観点などから非公開とする事が必要な事案もございます。そのため、本会議については、非公開とするのが妥当と考えますが、皆様いかがでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、異議はございませんので、非公開として進めてまいりたいと思

ます。

続きまして、本会議の会議録について事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 【会議録の作成について説明】

委員長： 今、事務局から説明がありましたとおり、会議録を作成することとなりますので、各委員の発言は記録されます。その際、表記は委員長、副委員長、委員とされることとなりますが、よろしいでしょうか。委員と副委員長は固有名詞的になりますが、そういうことで進めさせていただきたいと思います。また、事業者の情報も非公開部分がございますが、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

5 募集要領（案）について

委員長： 次に次第5、資料7吹田市民営化保育所移管先募集要領（案）（以下、「募集要領（案）」）について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 【募集要領（案）について説明】

委員： 一次審査の書類等による審査はこの会議で行うのですか。
また、具体的にはどのような審査をするのですか。

事務局： この会議で行います。一次審査では、事業者が提出した申込書類を各委員に審査していただきます。二次審査は、実際に事業者が運営している保育所等に行きまして、保育の実態を視察するとともに、事業者にヒアリングをしていただきます。さらに最終審査で、一次審査と二次審査の結果をトータルに判断し一事業者に絞り込んでいただくというイメージで考えております。

委員： 資料10移管先選定までの手順について（案）（以下、「手順（案）」）では二次審査として、一次審査を通過した事業者の保育を視察するとのことですが、介護福祉施設の選定委員会では応募のあった全ての事業者を先に回ります。やはり現地を見て判断した方が良いので、書類審査で落ちるということはしていません。一応参考にしてください。

事務局： 一次として書類審査を行う際、資料を事前に見ていただくほか、適切な判断ができるよう、提出様式等を作りこんでいきたいと考えておりますので、御理

解をお願い致します。

委員： 幼稚園を運営する学校法人が応募しようとした時に、**資料 8**の吹田市立南保育園の移管を受ける事業者申込書（案）（以下、「事業者申込書（案）」）に記載された提出書類の中に学校法人には当該書類がないものがありますが、どうするのですか。

事務局： 幼稚園を運営している学校法人がこれに変わる資料として、どのような調書を出していただくのかについては、次回御提案させていただきます。

委員： 募集要領（案）の4 移管方法の（3）保育所の使用用途についての、「貸与を受けた土地及び無償譲渡を受けた建物等については、許可なく保育所の用途以外に使用出来ません。」とあるのはどこの許可でしょうか。また、子ども・子育て支援法に従い、保育所から認定こども園に移行する時にも許可は必要ですか。

事務局： 許可とは吹田市の許可です。
認定こども園に移行するということはありません。許可を得れば認定こども園になっていただくことは可能です。

委員： 募集要領（案）の5 移管条件の（4）民営化園の評価及び民営化効果の検証として、「移管先は民営化後1年以内に検証を行う」とのことですが、1年後ではなく、1年以内にということで初年度の途中で第三者評価を受けて、正しい評価に繋がるかどうか疑問です。

8 その他の（6）で保育所を民間に移管する場合、市議会の承認が必要になるとのことですが、諮問機関であるこちらで選定しても、最終的にひっくり返されることもあり得るということですか。

事務局： 答申をいただいたものに関して、市が議決を得て決定をするという予定になっております。市議会に南保育園の廃止条例を提案します。万が一、廃止条例が市議会を通らなければ、民営化は進まないということになります。

委員： 民営化することは議会で決定して、この会議が設けられているのに、再度市議会が否定するという事はありませんか。7回、8回と会議をやっても、なしになる可能性があるということは、この会議の意味がなくなりますよね。

事務局： その都度議会にお諮りしなければいけないことがいくつかあります。その一つに南保育園の廃止条例があります。議会で御審議いただき、御承認いただくという手続き上のことだと御理解いただければと思います。

委員： 合同保育のウで表現されている担任予定である保育士代表と、エで表現されている各クラス担任予定者の保育士の違いは何ですか。

事務局： ウの担任予定である保育士代表というのはエの各クラス担任予定者のうちの一人です。その一人の方は、4月から1年間来ていただきますが、他の5人の方は民営化前の3か月間来ていただくということです。

委員： 事業者申込書（案）の予算書は民営化された時の予算書1年間だけでよろしいのでしょうか。

事務局： 予定として、協定の期間を5か年設けておりますので、5か年分出していただきたいと考えています。

委員： 予算書があるということは事業計画書も必要ですね。

委員： 募集要領（案）別紙の保育所運営に関する条件の2 保育内容の継続で現行の年間行事等を含めた保育内容を継続することとありますが、民間の事業者は、自らの考えに基づく保育というものを考えているわけで、南保育園のやり方を踏襲せよということになれば、何の為に移管を受けるかということになると思います。移管を受ける限りはその事業者の方針、やり方は当然あるので、当然保護者側は従前の保育内容を継続して欲しいという意見もあると思いますが、行事内容や色々なやり方も含め、全て従前のものをそのとおりにするという事であれば、出来ないと言わざるを得ないと思います。

事務局： 民営化の目的の一つである私立保育所の良さを、生かしていただくというのが一つのメリットだということは、これまでの外部アドバイザー会議等でもいただいた御意見だと思っています。しかし、環境の激変を避けるために現行の保育内容があるということ踏まえ、各事業者さんの新しい提案を保護者の方にお示ししながら少しずつ進めていただければと思います。

委員： 募集要領（案）別紙の保育所運営に関する条件の2 保育内容の継続の年間行事等を含めた保育内容を継続という公立保育所の保育内容の定義はどこで

見られますか。

事務局： 公立保育所の保育内容として、次回にでも改めまして、こういった保育を実践しているのかという具体的なものをお示しします。

委員： 我々にではなくて、応募される方に対して、この条件がある限りはどんなことをしていただきますというのをお示ししないといけないですね。

事務局： 公立保育所で行っている具体的な保育内容について募集要領（案）の添付資料として作成し、次回の選定委員会でお示ししたいと思います。

委員： 選定委員会規則に規定された区分から7人の委員が選出されました。一方、特別委員は児童の保護者で一番園の事情を分かっている方です。こういった人を必要の都度市長から委嘱するということですが、この選出はどのようなかたちで行われているのですか。

事務局： 特別委員は、この委員会全て出席するのではなく、特別委員である保護者の在籍する保育所が移管される審議の時のみ出席することが出来る委員です。今回は南保育園の事だけしか審議しませんので、南保育園の保護者代表だけが特別委員です。すでに南保育園父母の会の方に推薦をお願いしており、入っていただくよう働きかけをしているところです。

委員： 予定ではいつごろ推薦されるのですか。なぜ今推薦されていないのですか。

事務局： 平成27年の4月には代表を選出していただくようお願いをしました。現在のところは代表の選出の話がまとまっていないとお伺いしています。

副委員長： 募集要領（案）別紙の保育所運営に関する条件の5 職員配置の(3)保育士の構成で、10年以上の経験者を必ず置くこととし、3年以上の保育実務経験者とありますが、10年以上の経験者というのは何の経験者を指しておられるのですか。

事務局： 同じく保育の実務を意味しています。

委員： 同じところで、(1)に掲げられた配置基準というのは吹田市独自なのか、全国的に統一されたものなのか、また、公立だけのものですか。

事務局： 国の配置基準ではなくて、現在、本市の公立保育所が実施している配置基準と同等のものということを記載しています。

委員： 現在、私立はこの基準でなくても良いということですか。

事務局： そのとおりでございます。

委員長： 募集要領（案）の7応募の手續等の(4)申込書の受付で、受付後に申請を辞退する場合には、必ず辞退届が必要だとありますが、次に想定されるのは我々が選定した後に、その事業者が辞退することです。人は揃わない、お金は揃わないと言って辞めますという事例があります、補欠を作るわけにはいかないの、選定後に辞退することに対しブレーキをかけておかないといけないのではないのでしょうか。

委員： 具体的にどのような方法でブレーキをかけるのですか。

委員長： それを募集要領に入れるという方法等です。他の方法もありますけど。応募事業者の本園だけでも人手が足りないのに、さらにまた人手を作るということは、非常に厳しい条件でもあると思います。応募事業者が申請してくるときには作れますとおっしゃっても、実際に揃うのかどうかは開けてみないと分かりませんので、選定後に事業者が辞退した場合のことも書いておかれたらどうですか。

委員： 悪気がなくてもそういうことは起こり得ますよね。

委員： 現実に吹田市介護保険施設等選定委員会では起こっています。審査を通ったけど、やはり資金的に開所できないということで結局駄目になったことがありました。

委員： 合同保育は、1年間は6名ぐらいから始めて、次の年にフルメンバーという形だと思いますが、ハードルとしてはなだらかなラインになっていると思います。

委員： 計画として、移行してから5年見るということですが、業務のチェックというのはい定期間ごとに行うというかたちでよろしいですね。

事務局： 基本的には指導監査は市が行うことになっていきますので、本市の責任としてやっていきます。

委員： 先程、応募事業者に公立保育所で行なわれている保育内容を明示するようお願いしたのですが、同じく費用の徴収の件につきましても、募集要領（案）の10 費用の徴収で同等の費用以外を取ってはいけないことになっていきますので、それも明示してください。

事務局： 検討して、次回提案させていただきます。

委員： 募集要領（案）の4 移管方法（1）保育所用地について10 年以降は有償となっていますが、具体的な金額等についてはどこかでお知らせするのですか。

事務局： 土地は吹田市の普通財産になってしまうのですが、年間の賃料は固定資産税評価額の1000 分の36 が一つの基本方針としてございますので、その額を徴収するということになると思います。

委員： それが具体的にいくらかというのは、分からないということですか。

事務局： 面積が広いということもありますので、年間約500 万円程度になるのではと考えております。

委員： やはりそれも必要な情報だと思うのですが。

事務局： 普通財産の貸付料率も変わってくると思いますので、今からお約束はなかなか出来ません。10 年後の普通財産を貸し付けるルールに基づいて貸し付けることになるのでしょうかと言えないのが正直なところです。

委員： 10 年先の価格がどうなっているか分かりませんが、どういう算式で出されるのかということは必要かと思えます。建物譲渡も委員会で審議することになると思いますが、案があれば見せていただきたいです。

事務局： 建物譲渡につきましても議会の承認を得ることになるのですが、案として出せるものはお出ししていきます。

委員： 募集要領（案）の5 移管条件の(4)民営化園の評価及び民営化効果の検証についてで、福祉サービス第三者評価事業を受審し、評価結果を公表するとのことですが、その結果に対してどのようにアクションするのですか。

事務局： 福祉サービス第三者評価事業というのは事業者自身が保育サービスの向上のために行うものですので、そこにランクの低い点がついていれば、当然高いものに改善するというものになります。例えばこういう評価が出たから民営化を見直すということではなくて、事業を向上させるための、自己点検として使って保育サービスが向上するよう努力していただければと思います。つまり、第三者が見て、足りないところを改善する為のツールと考えていただければ良いと思います。

また、同じ項の中にアンケートというものがございますので、保護者からすぐに事業に反映出来るような生のお声をいただけると考えています。

両方ともが補完するようなかたちで、第三者評価があると御理解いただきたいです。

副委員長： 引き継いだ後の保育所の名称は南保育園のままですか、それとも事業者が考えられるのですか。

事務局： 今回の募集要領の中でそのことは謳っておりません。南という名称を残すのか、あるいは南保育園の名前のままでないといけないのかということについては触れておりません。園の名称については、移管先事業者が決まった段階で、三者懇談会の中で、保護者の意見を聞きながら、事業者と一緒に考えていくということを予定しております。

委員長： 三者懇談会で決められる事と、ここで決められる事との峻別をしておかないと、混乱が起こってくると思います。これらを峻別していくことによって、議論が前に進んでいくと思います。あまりに手足を縛るようなことをあれこれ言っていたら、一事業者も出てこないということにもなります。

事務局： 事業者に応募いただき引き継いでいただくためには、移管条件に必須かどうかをおおよその基準にして募集要領の中に入れておくべきだと考えています。

園名のように三者懇談会の中で保護者と一緒に、事業者が考えていただくことが沢山あると思います。

委員： 応募者は予想として沢山ありそうですか。

事務局： 民営化の計画は平成 25 年 9 月に決めさせていただいて園名が出たのですが、それ以降お問い合わせは複数ございます。どこの園に対してエントリーされるかは分からないですけど、ホームページ等に公開しておりますので、他市からの御照会も複数あります。

委員： 皆さんから見られて公募した時のハードルの高さは感じますか。

委員： 一つ目の応募資格では、市内で保育所、幼稚園を運営されている社会福祉法人、もしくは学校法人ですので、十数施設ぐらいに限定されますよね。

もう一つは吹田市の特性からいって、初めての民営化なので少し躊躇される部分もあるのかなと思います。

また、民間の良さが初めから生かせないのであれば参入はどうされるのか。たとえば宗教色のあるお寺やキリスト教であれば、二の足を踏まれるのではないのかなと思いますので、今の段階でハードルは高いと言わざるを得ないと思います。

委員： 応募者が少なかった場合はどうなりますか。より多くの応募者がいて初めて、その中で良い事業者が選べますが、一者しかなかった時には、相対評価が出来ないですから、どうするのか心配しております。審査する立場の人が評価される可能性もあります。

委員長： それは開けてみないと分からない。

委員： 私は他で応募が 0 件だった経験をしておりますから、公募すればいいというのではなくて、最悪の事も考えながら、応募してもらえような PR 等も必要かなと思います。

委員長： 出て見ないと分からないということがありますが、吹田市は初めてで、吹田市内の事業者に限定されている。慎重に慎重を重ねられて恐らくそうしたのだと思うのですが、全国チェーン的な保育所を運営する事業者から応募したいという御意見を受けることもあります。エントリーするのは一者あれば絶対評価で選定できますが、0 件の場合は期間を延長するとのことですが、とりあえず開いてみないと分からないです。

副委員長： 委員が所属する法人が応募したらどうなるのですか。

委員長： 当然委員から外れていただきます。ないとは思いますが。
委員が運営されている保育所なり幼稚園の話があるのですが、その法人の理事や評議員といった役をされている委員さんはおられませんか。そのあたりの基準をどうされるか。

委員： 手を挙げた法人の役をやっているということは、ないとは言えませんよね。

委員長： この件については以上で宜しいでしょうか。
では皆さんから出ました意見を踏まえて次回までに事務局で準備をお願いします。

6 移管先選定に係る選考項目（案）について

委員長： 次に、次第6の資料9移管先選定に係る選考項目（案）（以下、「選考項目（案）」）について、事務局から説明をお願いします。

【事務局から説明】

委員： 選考項目(案)が多岐に渡っているのですが、例えば、項番2の(1)理念に基づく保育への取組みについては、保育の指針、保育課程指導計画があれば基本的には全部アからコまでの項目を網羅しているかたちになります。

委員： 選考項目(案)で項番2の(1)理念に基づく保育への取組みと保育所運営を移管する条件の保育内容の継続はある意味、矛盾しているのではないかと思います。それは選定委員会の中で判断していくということですか。

事務局： プロポーザルの内容がこれまでにはなかったものでも良いことであれば、評価としては高くなってくると思います。必ずしも公立のコピーということではなくて、良い提案をしていただいたところを選定していただきたいと思います。

委員： 例えば宗教に基づく保育をされているところもあり、根本的に公立とそぐわないという部分も出てこようかと思います。それをはじくことは出来ないわけですね。

事務局： 御提案の中では、宗教的なことを御提案されることも当然あるかと思いますが、それを良しとするのか、なかなか受け入れにくいと判断していただくか、

それは点数に影響してくる部分と思います。

委員： 選考項目（案）のところで、採点で何点以上というのは今後決めていくことなのですね。

事務局： 一定点で振るいにかけるよう次回提案させていただきたいと思います。各人の点数の積み上げで事業者を決めるのではなくて、各人が採点をし、より相応しい事業者に一票を入れて、票数の多い事業者を選びます。次回、事業者選定に係る仕様をお示しして御議論いただきたいと思います。

委員長： その時には特別委員さんは参加されるのですか。

事務局： 委員としておられれば一緒に参加していただきます。

委員： 会議はずっと夜に開催するのですか。

事務局： 保護者の方に参加していただくという前提で今回は午後 7 時に設定させていただきました。

委員： 今後出て来られないのなら、会議の時間は考えて欲しいです。

事務局： そのあたりは保護者代表の動向が決まりましたら改めて検討させていただきます。

副委員長： 採点の際に一人の委員が A と B というところで点数に差がつくことを前提としていますが、基準通り採点すると、たまたま同点になる可能性があると思います。その場合はどうなりますか。

事務局： 移管先選定までの手順（案）の中の 1 第一次審査（書類審査）のみに、自身が第一順位、つまり同点とした事業者が複数ある場合は、より相応しい事業者を各委員について、改めてそこで点差をつけてくださいと規定しております。

委員長： 選考項目（案）の項番 2 の中のウ 乳児保育ですが、保護者からいうと、幼稚園しか運営の経験がない学校法人がどうして保育が実施できるのかという反発が出てくると思います。それを説得するだけの評価項目を挙げておかないといけないと思います。例えば保育所は 100 点満点で、幼稚園は 80 点にする

とか、それとも評価項目から外していくか、いずれにしても幼稚園が不利にならず出て来られやすいようにする工夫が必要ではないですか。

事務局： 選考項目に対する点数の付け方の案を次回お示ししたいと思っています。

委員： 選考項目（案）に係る点数配分はまず事務局の方で出されるとのことだが、その点数配分を我々が変更することはできるのですか。

事務局： 御提案するのはあくまでも事務局案ですが、それが適当であるかどうかをここで御審議いただきたいと思っています。

委員長： この選定に係る選考項目（案）の中で関係のない書類が届いた場合、それは事務局で精査していただけるのですか。

事務局： 届いた書類については、委員さんには全てお見せする予定です。ただそれをどう評価していくかというのは委員間で御協議いただければよいかと思います。

副委員長： 選考項目（案）の項番 2 の(7)吹田市の保育への理解・共働のエ その他 特にアピールしたい点のところでは色々な書類が出てくる可能性がありますよね。

委員長： 第三者評価受審状況を並べられても、それに左右されるようなことにならないようにしておかないと、この委員会の意味がなくなります。つまり他で評価されたもので評価することになるといけないという、心配です。また、現地見学の時間も違うので、評価の観点が違ってくるのではないかなということも心配です。

事務局： 選考項目（案）の項番 1 の(3)イ情報公開への取り組み状況（情報公開・第三者評価受審状況）における受審の状況については、第三者評価を受審したことがありますかという程度に留めて、第三者評価で左右されるのは問題かと思えます。

実際に赴いて見学し、審査する件に関しても午前と午後でも全く保育の中身が違うという事もありますし、あまり日が空いてしまいますと、印象が薄れてしまうということもあります。工夫して御提案させていただければと思います。

委員： 選考項目（案）の項番 2 の(7)吹田市の保育への理解・協働というところはア

イウエの各項目の記載内容がばらばらな気がします。引継ぎ体制は保育所の理解・協働に合っていますけど、施設整備計画は別に協働でもなんでもないかと思います。個人情報保護と苦情解決も別に理解・協働ではないと思います。

また、項番1の(4)の資金計画・経理状況のウ 事業者としての収益性のところについて、社会福祉法人は収益性を求められていないので、これは表現としてどうかと思います。

事務局： 検討致します。

委員長： ではこの案件につきましては以上です。今回皆様にいただいた御意見を踏まえて次回までに事務局で準備をお願い致します。ここで委員の皆様をお願いしますが、本日御審議いただいた選考項目に基づいて採点いただく事になります、この内容につきまして、外部に漏れることは公平な選考を妨げることになってしまいますので、守秘義務は重ねてお願い致します。

7 今後のスケジュールについて

委員長： それでは、次第7の「今後のスケジュール（案）について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 次回の第2回目の委員会は平成28年1月26日（火）19時からの予定とさせていただきます。また、3回目の委員会は平成28年2月16日（火）19時からの予定とさせていただきます。以上でございます。

委員長： これで本日の案件はすべて終了しました。以上をもちまして、本日の委員会を閉会します。お疲れ様でした。ありがとうございました。